

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月17日

【発行者名】 UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ
(UBS (Lux) Fund Solutions, SICAV)

【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)
取締役副会長 フランク・ミュゼル
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855
J.F.ケネディ通り49番地
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 剛士
弁護士 鋤崎 有里

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町二丁目1番

1【提出理由】

UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ(以下「本投資法人」といいます。)は、下表の各ETF-JDRについて、信託法第149条第4項および各ETF-JDRの信託契約に基づき「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る信託契約の変更を予定しております。各ETF-JDRについて、信託契約の変更が決定された場合、2023年7月24日を信託終了日として、信託の終了を行う予定です。このため、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

ETF-JDR
UBS ETF ユーロ圏大型株 50 (ユーロ・ストックス 50)
UBS ETF 欧州株 (MSCI ヨーロッパ)
UBS ETF ユーロ圏株 (MSCI EMU)
UBS ETF ユーロ圏小型株 (MSCI EMU 小型株)
UBS ETF 英国大型株 100 (FTSE 100)
UBS ETF MSCI アジア太平洋株 (除く日本)
UBS ETF スイス株 (MSCI スイス 20/35)
UBS ETF 英国株 (MSCI 英国)
UBS ETF 米国株 (MSCI 米国)
UBS ETF 先進国株 (MSCI ワールド)

2【報告内容】

イ. 当該解散等の年月日

2023年7月24日

ロ. 当該解散等に係る決定に至った理由

当10銘柄のETF-JDRは、上場から約8年となりますが、一定の残高増加はあったものの、純資産総額が10銘柄で約30億円にとどまります(2023年2月末現在)。将来の成長可能性および経済合理性などを慎重に評価した結果、今般、本投資法人は、所定の手続きを経て各ETF-JDRを終了することとしました。

ハ. 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2023年4月3日付適時開示「信託の終了に係る信託契約の変更及び催告の対象となる受益者確定のための権利確定日の設定に関するお知らせ」にて開示しました。また、2023年5月17日付の催告書面により、受益者に通知しました。